

原動機付自転車（125 cc以下）・農耕作業用・ミニカー・
その他の小型特殊の **登録** 手続きに必要なもの

1 販売店から購入した場合

- ・販売証明書（販売店が発行したもの）
- ・所有者の住所・氏名・生年月日・電話番号

2 譲り受けた場合

(1) ナンバープレートがついていない時（旧所有者が廃車手続きをしている時）

- ・廃車証明書（旧所有者が登録していた市町村が発行したもの）
- ・譲渡証明書（旧所有者の署名、押印があるもの）
- ・新所有者の住所・氏名・生年月日・電話番号

(2) みやこ町のナンバープレートがついている時（旧所有者が廃車手続きをしていない時）

- ・ナンバープレート
- ・譲渡証明書（旧所有者の署名、押印があるもの）
- ・標識交付証明書（旧所有者が登録した時に市町村が発行したもの）、または自賠責保険の証書
- ・新・旧所有者の住所・氏名・生年月日・電話番号

(3) 他市町村のナンバープレートがついている時（旧所有者が廃車手続きをしていない時）

- ・ナンバープレート
- ・譲渡証明書（旧所有者の署名、押印があるもの）
- ・標識交付証明書（旧所有者が登録した時に市町村が発行したもの）、または自賠責保険の証書
- ・新・旧所有者の住所・氏名・生年月日・電話番号

3 転入によるナンバー付替え

(1) ナンバープレートがついていない時（すでに前住所地で廃車手続きをしている時）

- ・廃車証明書（前住所地の市町村が発行したもの）
- ・所有者の住所・氏名・生年月日・電話番号

(2) 他市町村のナンバープレートがついている時

- ・ナンバープレート
- ・標識交付証明書（旧所有者が登録した時に市町村が発行したもの）、または自賠責保険の証書
- ・所有者の住所・氏名・生年月日・電話番号

※必要なものがそろっている場合は、代理人による申請も可能です。

※すべての場合に共通して手続きに来る方の身分が証明できるもの（運転免許証等）が必要です。

原動機付自転車（125 cc以下）・農耕作業用・ミニカー・ その他の小型特殊の **廃車** 手続きに必要なもの

○廃車手続きができる条件

- ・他の人へ譲ったとき
- ・業者等に引き取ってもらったとき
- ・車両をスクラップしたとき 等

※故障・車両は所有しているが使用しないなどの場合は廃車の手続きを受け付けることが出来ませんのでご注意ください。

○必要なもの

- ・ナンバープレート
- ・標識交付証明書（所有者が登録した時に市町村が発行したもの）または自賠責保険の証書
- ・所有者の住所・氏名・生年月日・電話番号

※ナンバープレートを紛失した場合は、ご相談ください。

※必要なものがそろっている場合は、代理人による申請も可能です。

※すべての場合に共通して手続きに来る方の身分が証明できるもの（運転免許証等）が必要です。

○盗難にあった場合の手続きの手順

- 1 警察に届け出て、被害届受理番号を受けてください。
- 2 被害届受理番号を控え、役場で手続きをしていただくと、課税保留となります。
- 3 盗難車が発見された場合は、必ず役場に届け出てください。

○軽二輪（125 cc超 250 cc以下）・二輪の小型自動車（250 cc超）の登録・廃車手続き

九州運輸局 福岡運輸支局 北九州自動車検査登録事務所 TEL 050-5540-2079

○軽三輪・軽四輪の登録・廃車手続き

軽自動車検査協会 福岡主管事務所 北九州支所 TEL 050-3816-1751